

**[事案 2022-199] 死亡保険金返還等請求**

・令和4年10月18日 不受理決定

**<事案の概要>**

平成20年10月に母が契約した終身保険（被保険者は母、死亡保険金受取人は父）について、父が死亡し、受取人変更がなされないまま母が死亡したが、兄が自分の知らない間に手続きを行い、兄に保険金が支払われたこと等を不服として、兄から保険会社に死亡保険金を返還させることおよび本件対応に関する保険会社からの謝罪等を求めて申立てのあったもの。

**<不受理の理由>**

申立内容の適格性について審査を行った結果、申立人兄が重大な利害関係を有し、主張・立証の機会などの手続的保障が不可欠であると認められ、また、当審査会は、保険契約者等の保険契約上の具体的な権利が侵害された場合にこれを救済するための裁判外紛争解決機関であり、申立人への謝罪を求める権限を有するものではないことから、申立てを不受理とした。